# 「障がい者緊急時支援事業」の利用登録をしませんか?

## 「障がい者緊急時支援事業」って何?

日常の生活において介護や支援、見守りなどを必要としている障がい者が、あらかじめ、 短期入所等の障がい福祉サービスの見学や体験利用等を行うことで、家族の急病等の緊急時 においても、安全に過ごすことができる場所を提供するなど、必要な支援を行う事業です。

#### どの様な人が利用できるの?

下記のすべての条件に該当する方が利用できます。

- ① 高松市、直島町にお住まいの障がい者
- ② 日常の生活において、見守り等を必要とする方
- ③ 市町、基幹相談支援センター等により構成する判定会議において、利用登録の必要があると認められた方



### どの様な手続きが必要なの?



- ※ 下記センター職員が手続きのお手伝いをいたします。
- ※ 登録後も、下記センター職員が定期的に訪問し、状況に変化がないか等、聞き取りを行います。

## どこに相談すればいいの?

まずは、お住まいの地区を担当する基幹相談支援センターにご相談ください。

※ 月~金曜日(祝祭日、年末年始を除く) 9:00~17:00

|      |     | 管轄する基幹相談支援センター  | 住所  | 地域                                     | 電話番号(FAX)              |
|------|-----|---|---|--|------------------------|
| 中核拠点 | 1   | 高松市障がい者基幹相談支援センター<br>※中核拠点として、市内全域を管轄すると<br>ともに、右記の地域を担当する。 | 福岡町2丁目24-10<br>高松市社会福祉協議会<br>福祉コミュニティセン<br>ター高松東館2階 | 松島・築地・新塩屋町・<br>四番丁・二番丁・日新・<br>亀阜・女木・男木 | 880-7012<br>(880-7013) |
| 地域拠点 | 2   | 障害者生活支援センターたかまつ   | 田村町 1114  | 鶴尾・太田・太田南・弦<br>打・鬼無・香西・下笠居             | 815-0330<br>(867-0420) |
|      | 3   | 地域生活支援センターこだま   | 木太町 1997-3  | 花園・栗林・木太                               | 802-1036<br>(802-2661) |
|      | 4   | 障害者生活支援センターあい   | 前田東町 585-21   | 古高松・前田・川添                              | 847-1021<br>(847-1031) |
|      | (5) | 障害者地域生活支援センターほっと  | 川島東町 1914-1   | 川島・十河・西植田・東<br>植田・塩江                   | 840-3770<br>(840-3769) |
|      | 6   | 障害者相談支援センターりゅううん  | 仏生山町甲 2436 – 1                                      | 林・三谷・仏生山・多肥・<br>一宮・香川                  | 815-5266<br>(815-5267) |
|      | 7   | 地域活動支援センタークリマ   | 牟礼町原 883-16   | 屋島・牟礼・庵治                               | 845-0335<br>(870-1090) |
|      | 8   | 相談支援事業所ライブサポートセンター  | 岡本町上新開 60-1   | 川岡・円座・檀紙・香南・<br>国分寺                    | 815-7871<br>(815-7505) |

※ 制度全般に関するお問い合わせは、高松市障がい福祉課(087-839-2333)まで